

## 公立大学法人横浜市立大学内部通報に関する要綱

制 定 平成 20 年 5 月 26 日

最近改正 令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学コンプライアンス推進規程（以下「規程」という。）第 5 条第 2 項に規定する内部通報に関し、必要な事項を定めることにより、法人における法令違反行為の早期発見と是正を図り、職員等の利益の損失を最小限に抑え、適正な職務の遂行を確保するとともに、正当に内部通報をした職員等が、不利益な取扱いを受けないように必要な措置を講じ、もって法人の健全な経営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、規程の例による。

(通報者の責務)

第 3 条 職員等は、内部通報を行う場合には、客観的な資料に基づき誠実に行うように努めなければならない。この場合において、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって通報してはならない。

2 通報者は、通報及びその調査に関して知り得た情報について、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(公立大学法人横浜市立大学内部通報制度委員会の設置)

第 4 条 理事長は、内部通報を処理するため、公立大学法人横浜市立大学内部通報制度委員会（以下「通報委員会」という。）を設置するものとする。

2 通報委員会に、委員を置く。

3 委員は、弁護士資格を有する者その他必要と認められる者の中から、理事長が委嘱する。

4 通報委員会に委員長を 1 名置く。

5 委員長は、委員の互選による。

6 委員の任期は 1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

8 通報委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

9 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(公益通報対応業務従事者の指定)

第 5 条 公益通報者保護法に基づき、以下の者を公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として定める。

(1) 通報委員会委員

(2) 通報委員会事務局員

(3) その他通報委員会が指名する者

2 前項第3号の従事者の任命は、理事長が書面をもって行う。

(従事者の責務)

第6条 従事者は、通報者を特定させる事項の共有は必要最小限とし、正当な理由なく、当該業務に関して知り得た通報者を特定させる事項を漏らしてはならない。従事者でなくなった後も同様とする。

(通報委員会の職務)

第7条 通報委員会は、次の職務を所掌する。

(1) 内部通報及び第14条第1項の規定に基づく申出（以下「不利益取扱いの申出」という。）の受付、受理又は不受理の事前調査及び判断、調査、報告並びに公表に関すること。

(2) 第11条第4項に規定する勧告及び告発等の措置に関すること。

2 内部通報及び不利益取扱いの申出の受付に関する業務を行うための通報窓口（以下「内部通報窓口」という。）を設置する。

3 理事長は、前2項に規定する職務の一部について、守秘義務を課した専門事業者等に委託することができる。

4 委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後も、同様とする。

(内部通報の取扱い)

第8条 通報委員会は、内部通報及び不利益取扱いの申出があったときは、その内容を聴取し、趣旨の確認に努めなければならない。

2 通報委員会は、前項の規定による内部通報及び不利益取扱いの申出の趣旨の確認により、当該内部通報及び不利益取扱いの申出が第3条第1項後段に掲げる不正な意図又は個人的な感情による通報であると認められる場合は、これを受理しないことができる。

3 通報委員会は、内部通報及び不利益取扱いの申出の内容が、以下に掲げる事案であるときは、通報者の同意を得た上で、担当窓口へ引き継ぐことができるものとする。

(1) セクシュアル・ハラスメント及びその他人格権侵害並びにこれらに起因する諸問題に関する事案 公立大学法人横浜市立大学ハラスメント防止委員会、人事担当課

(2) 授業など教育活動に関する事案 学務・教務部

(3) 研究費の不正使用及び研究活動の不正又は不適切な行為に関する事案 研究推進部

(4) 公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センターの医療安全管理に関する事案 附属病院総務課、市民総合医療センター総務課

(5) 臨床研究等に関する事案 次世代臨床研究センター、臨床研究推進課

4 通報委員会は、内部通報及び不利益取扱いの申出を受けたときは、その概要及び受理又は不受理の判断を内部通報報告書（第1号様式）により理事長に報告しなければならない。

5 内部通報に基づく通報者の氏名は、これを報告しない。ただし、特に必要がある

と認める場合においてあらかじめ本人の同意を得たとき、又は本人から特に依頼があったときは、報告することができる。

- 6 通報委員会は、受理又は不受理についての決定後、決定結果を通報者に連絡しなければならない。ただし、匿名による通報者及び特に連絡を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

(通報委員会の調査)

第9条 通報委員会は、前条第4項の内部通報及び不利益取扱いの申出に係る受理又は不受理の判断のために必要な調査を行うことができる。

- 2 通報委員会は、内部通報及び不利益取扱いの申出の受理を決定したときは、遅滞なく事実確認のための調査を開始しなければならない。
- 3 通報委員会は、前2項の調査を、当該事案を所掌する職員等に要請することができる。
- 4 職員等は、前3項の調査にあたってこれに協力しなければならない。
- 5 前項の規定により調査に協力した者は、調査を受けた事実及び調査により知り得た情報を漏らしてはならない。
- 6 第3項の規定により調査の要請を受けた職員等及び調査に関係した者は、調査を行ったことに関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(通報委員会の補助)

第10条 理事長は、通報委員会の職務の執行を補助するため、監査室に事務局を置く。

- 2 通報委員会は、事務が適正かつ円滑に行われるよう事務局を監督しなければならない。
- 3 事務局は、通報委員会から第9条に規定する調査を命ぜられ、当該調査が終了したときは、調査結果を調査報告書(第2号様式)により通報委員会に報告しなければならない。
- 4 事務局に事務局員を置く。事務局員は、通報委員会を補助したことに関して知り得た秘密を漏らしてはならない。事務局員でなくなった後も、同様とする。

(調査結果の報告等)

第11条 通報委員会は、調査の結果を調査結果報告書(第3号様式)により、内容を証する資料とともに理事長に報告しなければならない。

- 2 内部通報に基づく通報者の氏名はこれを報告しない。ただし、特に必要があると認める場合において、あらかじめ本人の同意を得たとき、又は本人から特に依頼があったときは、報告することができる。
- 3 理事長は、調査結果の報告を受けたときは、必要に応じて、告発や再発防止のため必要な措置をとらなければならない。
- 4 理事長が相当な期間が経過しても前項の措置をとらないときは、通報委員会は、期限を定めて措置をとるよう勧告することができるものとする。通報委員会が勧告した場合において理事長が措置をとらないときは、自ら公表し、告発する等の措置をとることができるものとする。
- 5 通報委員会は、調査の結果を通報者に連絡しなければならない。ただし、匿名に

よる通報者及び特に連絡を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

6 通報委員会は、内部通報及び不利益取扱いの申出の件数及び主な内容等を定期報告書（第4号様式）により、理事長及び監事に各会計年度の半期ごとに報告しなければならない。

（理事長の責務）

第12条 理事長は、通報委員会の報告等に対して誠実に対処しなければならない。

2 理事長は、通報者が第14条第1項の規定に基づき通報委員会に申出をした場合において、同条第2項の勧告がなされたときは、当該勧告を受けて必要な措置を講じるものとする。

（利益相反の回避）

第13条 事務局員は、自らが対象事案に関係する内部通報を受け付けた場合には、通報委員会に報告しなければならない。

2 職員等は、通報委員会から内部通報事案の調査を要請された時点で、自身が当該内部通報事案に関係する者ではないことを確認するものとし、当該内部通報事案に関係する者である場合には通報委員会に報告しなければならない。

3 前2項の報告を受けた通報委員会は、当該職員等の関与の可否を判断する。

4 通報委員会は、事務局が通報事案に関与することが不相当であると判断した場合は、事務局を別に置くことを理事長に申し出ることができる。

5 理事長は、前項の申し出を受けたときは、別に事務局を置くこととする。

（不利益な取扱への対応）

第14条 通報者は、規程第8条により禁止されている不利益な取扱を受けたときは、その旨を通報委員会に申し出ることができる。この場合において、当該通報者が内部通報を行った後に受けた不利益な取扱は、特段の事由がない限り、当該内部通報をしたことを理由としてなされたものと推定する。

2 通報委員会は、内部通報を理由として不利益な取扱がされたと認められたときは、当該の不利益な取扱をした者に原状回復その他の改善を勧告することができる。

3 前項の勧告に従わないときは、通報委員会は、その事実を公表することができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第8条第4項）

年 月 日

内部通報報告書（内部通報制度委員会⇒理事長）

内部通報制度委員会委員長

通報受付日	年 月 日
通報No.	
対応委員	
通報媒体	<input type="checkbox"/> Eメール ・ <input type="checkbox"/> 郵便
通報者	<input type="checkbox"/> 匿名 ・ <input type="checkbox"/> 実名 ※ 本人が希望した場合のみ記入 ( ) 結果報告 <input type="checkbox"/> 希望する ・ <input type="checkbox"/> 希望しない
通報内容	
通報者が希望する対応	
受付委員の判断	<input type="checkbox"/> 受理 ・ <input type="checkbox"/> 不受理 ・ <input type="checkbox"/> 協議 ( 月 日受理・不受理 決定)
特記事項	

第 2 号様式（第 10 条第 3 項）

年 月 日

調 査 報 告 書（事務局⇒内部通報制度委員会）

事 務 局

調査受付日	年 月 日
通報No.	
通報内容	
調査方法	
調査結果	
特記事項	

第3号様式（第11条第1項）

年 月 日

調査結果報告書（内部通報制度委員会⇒理事長）

内部通報制度委員会委員長

調査受付日	年 月 日
通報No.	
対応委員	
通報者	<input type="checkbox"/> 匿名 ・ <input type="checkbox"/> 実名 ※ 本人が希望した場合のみ記入 ( ) 結果報告 <input type="checkbox"/> 希望する ・ <input type="checkbox"/> 希望しない
通報内容	
調査方法	
調査結果	
通報委員会の 対応・不対応 の判断及びそ の理由	
特記事項	

第4号様式（第11条第6項）

年 月 日

定期報告書（内部通報制度委員会⇒理事長・監事）

内部通報制度委員会委員長

受付期間	年 月 日 から 年 月 日
通報件数	件
Eメール	件
郵便	件
受理	件
不受理	件
その他相談等	件
受理した主な 内容等	